佐賀県教育庁組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和3年3月31日

佐賀県教育委員会教育長 落 合 裕 二

## 佐賀県教育委員会規則第1号

佐賀県教育庁組織規則の一部を改正する規則

佐賀県教育庁組織規則(昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(室)	(室)
第5条 教育振興課に特別支援教育室を、学校教育課に生徒支援室 及び人権・同和教育室を置く。	第5条 教育振興課に特別支援教育室を、学校教育課に <u>プロジェク</u> ト <u>F推進室、</u> 生徒支援室及び人権・同和教育室を置く。
2 略	2 略

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。